

中之条町公共施設等総合管理計画

(二訂版)



群馬県中之条町

目 次

第1章 計画策定の目的と背景

1 公共施設等総合管理計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 対象施設	3

第2章 公共施設等を取り巻く現状と将来の見通し

1 人口の見通しと課題	5
2 財政の見通しと課題	7
3 公共施設等の現状	
3.1 公共施設	11
3.2 インフラ	15
3.3 有形固定資産減価償却率の推移	16
4 公共施設等の将来における更新費用等の推計	17

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間	21
2 公共施設等を取り巻く問題点（現状や基本認識）	21
3 基本的な方針・考え方	22
4 目標の設定	24
5 基本方針を推進するための実施方針（具体的な取組方針）	26
6 過去に行った対策と今後の見込み	28

第4章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1 公共施設等マネジメント推進体制の構築方針	29
2 フォローアップの実施方針	30

第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設	31
2 インフラ	33

第1章 計画策定の目的と背景

1 公共施設等総合管理計画の目的

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号）で公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

全国の地方公共団体では、高度経済成長期を中心に整備された公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）が、これから更新の時期を迎える事となります。早急に公共施設等の全体状況を把握し、老朽化対策の実施や財政負担の軽減、平準化を図るとともに公共施設等の最適な配置を実現することが全国的に必要となっています。

本町においても、快適な生活環境の構築や町民ニーズなどの多様な行政需要に対応するため、公共施設等を整備してきましたが、施設の老朽化が顕在化しており、近い将来、これらの大規模改修や更新等が必要となり、多額の費用が発生すると見込まれています。

一方、更なる人口減少、少子高齢化が予想されており、扶助費の増加や税収の落ち込みも予測され、公共施設等への投資力が低下し、現状どおりに公共施設等を維持、更新していくことは困難な状況になると予測されます。

このため、持続的な町民サービスを提供するためには、中長期的な視点に立ち、本町における公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、総合的かつ計画的に管理していく必要があります。

本町における公共施設等の全体を把握するとともに、実態や利用状況、維持管理コスト等の現状や課題を整理し、公共施設等のファシリティマネジメント（※）を徹底することにより、財政負担を軽減、平準化し、可能な限り公共施設等の機能を維持しつつ、次世代に負担を残さない効率的、効果的な公共施設等の最適な配置を実現するため、「中之条町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

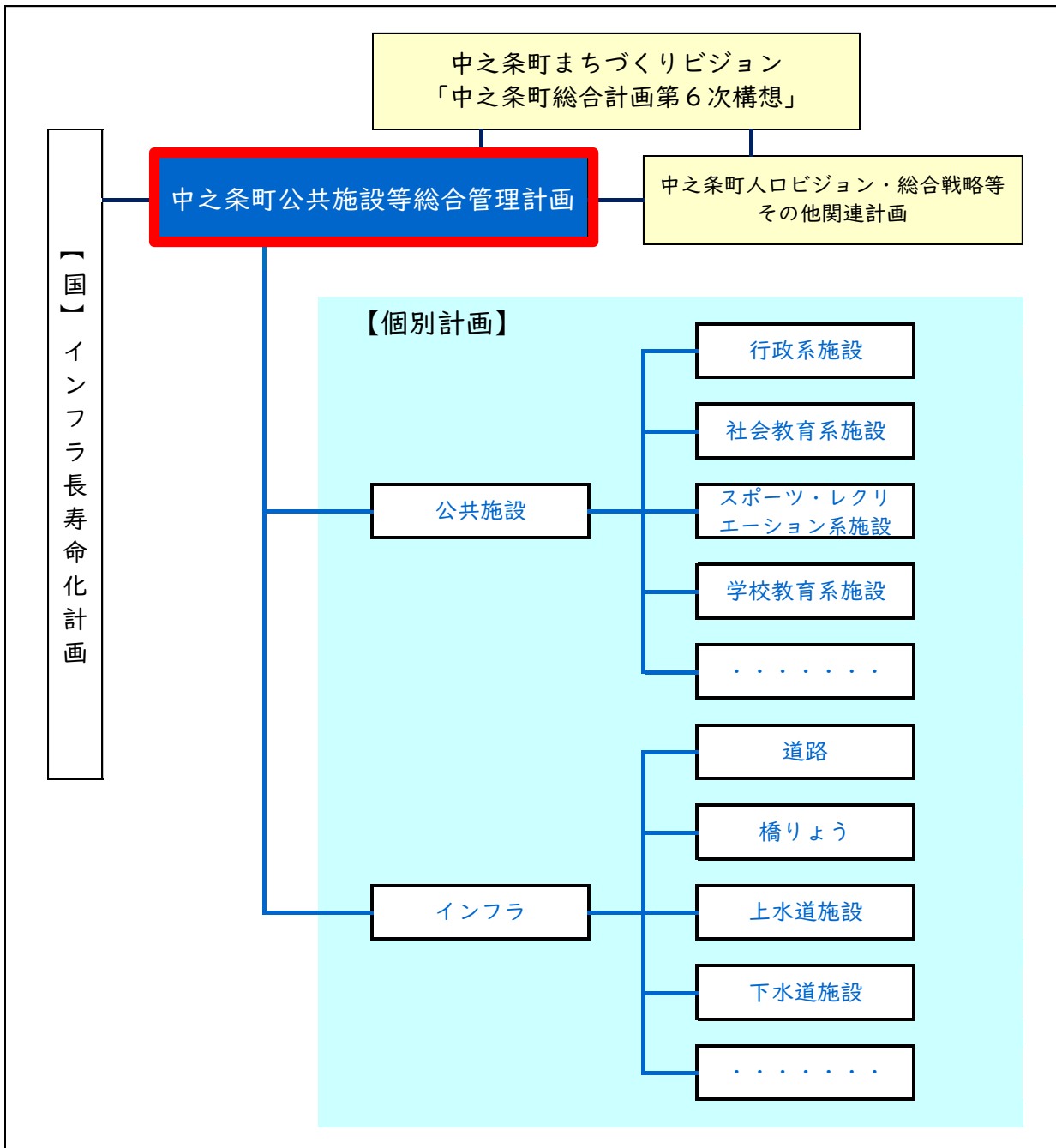
※ 団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から、総合的かつ総括的に企画、管理及び活用する経営活動。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものであり、個別施設における計画（以下「個別計画」という。）の指針となるものです。

また、中之条町まちづくりビジョン「中之条町総合計画第6次構想」のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。

○本計画の位置づけ



3 対象施設

本計画では、庁舎、学校及びスポーツ施設といった「公共施設」と、道路や水道などの生活基盤となる「インフラ」とを合わせた町有資産を対象とします。（※1）

（1）公共施設

本計画の対象となる主な公共施設は以下のとおりです。

公共施設	会計名 ※2	延床面積（㎡）
	普通会計（一般会計）	145,565.00
	普通会計（四万へき地診療所事業特別会計）	239.00
	介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計	6,001.97
	発電事業特別会計	60.9
	簡易水道事業特別会計	35.28
	下水道事業特別会計	2,079.71
	農業集落排水事業特別会計	1,411.94
	簡易水道事業（企業会計）	587.00
	上水道事業（企業会計）	441.00
	自動車教習所事業（企業会計）	957.51
	合計	157,379.31

※1 本計画における公共施設等の情報は、令和2年4月1日現在の「中之条町固定資産台帳」を基に作成しています。

※2 本町では、町が実施する事業にかかる経費を「一般会計」「特別会計」及び「企業会計」に区分して計上しています。「普通会計」とは、総務省の定める基準で各地方公共団体の会計を統一的に再構築したものです。当町の普通会計は、「一般会計」及び「四万へき地診療所事業特別会計」の2つが対象です。

(2) インフラ

本計画の対象となるインフラは、道路、橋りょう、トンネル、上水道施設（簡易水道を含む。）及び下水道施設とします。

	分類		保有量	
	インフラ	道路 橋りょう トンネル	町道（道路）	実延長（m）
町道（橋りょう）			数（箇所）	297
			実延長（m）	4,914
町道（トンネル）			数（箇所）	5
			実延長（m）	1,130
農道（道路）			実延長（m）	292,226
林道（道路）			実延長（m）	52,807
林道（橋りょう）			数（箇所）	8
		実延長（m）	184	
上水道		導水管・送水管・配水管	延長（m）	133,537
簡易水道		導水管・送水管・配水管	延長（m）	91,949
六合簡易水道		導水管・送水管・配水管	延長（m）	114,079
下水道		管渠	延長（m）	181,352

第2章 公共施設等を取り巻く現状と将来の見通し

1 人口の見通しと課題

本町の人口は、昭和30年の町村合併時には23,195人でしたが、以後減少が続き、六合村編入直後の平成22（2010）年では18,216人、平成27（2015）年には16,850人となっています。中之条町人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（以下「社人研推計」という。）のデータを参考に、将来人口推計を行いました。令和27（2045）年には9,919人まで減少することが予測されています。

社人研推計では、令和27（2045）年の人口は9,122人で、平成27（2015）年から約46%減少すると推計されています。

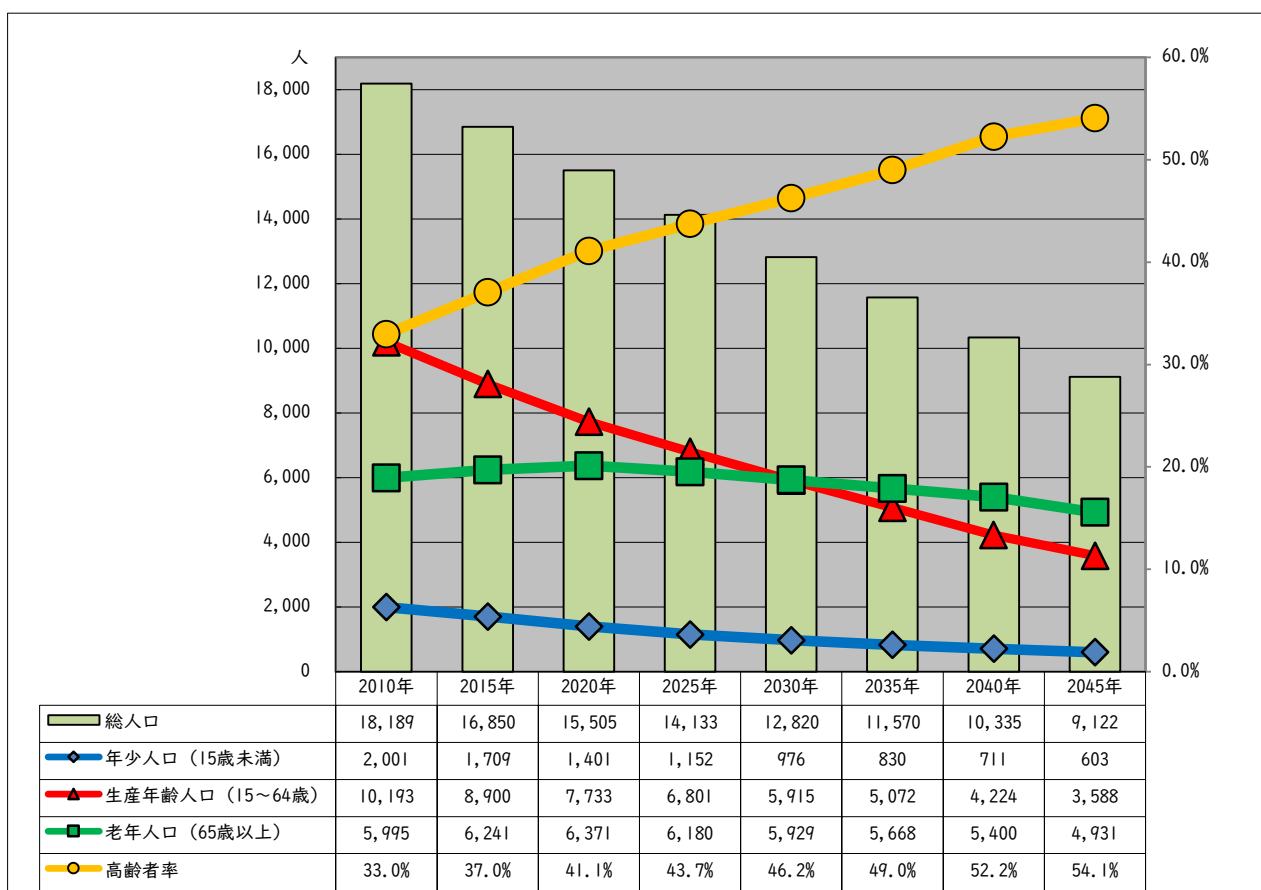
人口構成別にみると、年少人口（15歳未満）約65%、生産年齢人口（15歳～64歳）約60%、老年人口（65歳以上）約21%の減少となり、令和12（2030）年には高齢人口が生産年齢人口を上回ることも推計されています。

よって、今後も人口減少、少子高齢化が更に進行することは明らかであり、人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化していきます。地域別の将来人口の推計からも、施設数及び規模の見直しや施設機能などに及ぼす影響も考慮する必要性が迫ってきています。

○本町の人口と人口構成別の推移と将来予測（※）

（単位：人）

年	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
町独自推計	18,189	16,850	15,505	14,313	13,173	12,076	10,997	9,919
社人研推計	18,189	16,850	15,505	14,133	12,820	11,570	10,335	9,122



○地域別の将来人口予測

（単位：人）

地域名	2015年	→	2045年	比率	55.0%
中之条	8,726		5,090	58.3%	
沢田	3,577		1,776	49.7%	
伊参	1,365		632	46.3%	
名久田	1,814		1,010	55.7%	
六合	1,348		647	48.0%	—

・端数処理の関係上、数値の合計が一致しない場合があります。

※ 第2期中之条町人口ビジョン・総合戦略より。

2 財政の見通しと課題

本町を取り巻く環境は、急速な人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、安心、安全及び環境問題に対する意識の高まりによる複合的な諸課題への対応など、行政需要はますます複雑化、多様化しています。

町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標において、財政運営の健全性が保たれていることを示していますが、人口減少、少子高齢化の中にあって、自主財源の根幹となる税金の増加を見込むことは難しく、また、国庫補助金等は効率化の傾向にあることから、依存財源についても増収を見込むことは困難な状況にあります。地方交付税への依存度が高い本町においては、こうした動向を強く認識し対応していく必要があります。

歳入面の増加が見込めない一方、歳出面では扶助費や繰出金等の社会保障関係経費をはじめとする経常的経費の増加は避けられず、物価上昇に伴う支出増や公共施設等の老朽化に対応する改修費や維持修繕費が増加していくことが見込まれます。

このような状況下であっても、限られた財源を効率的、効果的に配分しながら、必要な施策や事業を着実に推進し、将来にわたって継続的かつ安定した行政サービスを提供していくため、本町が培ってきた財政力を発揮し的確に対応していく必要があります。

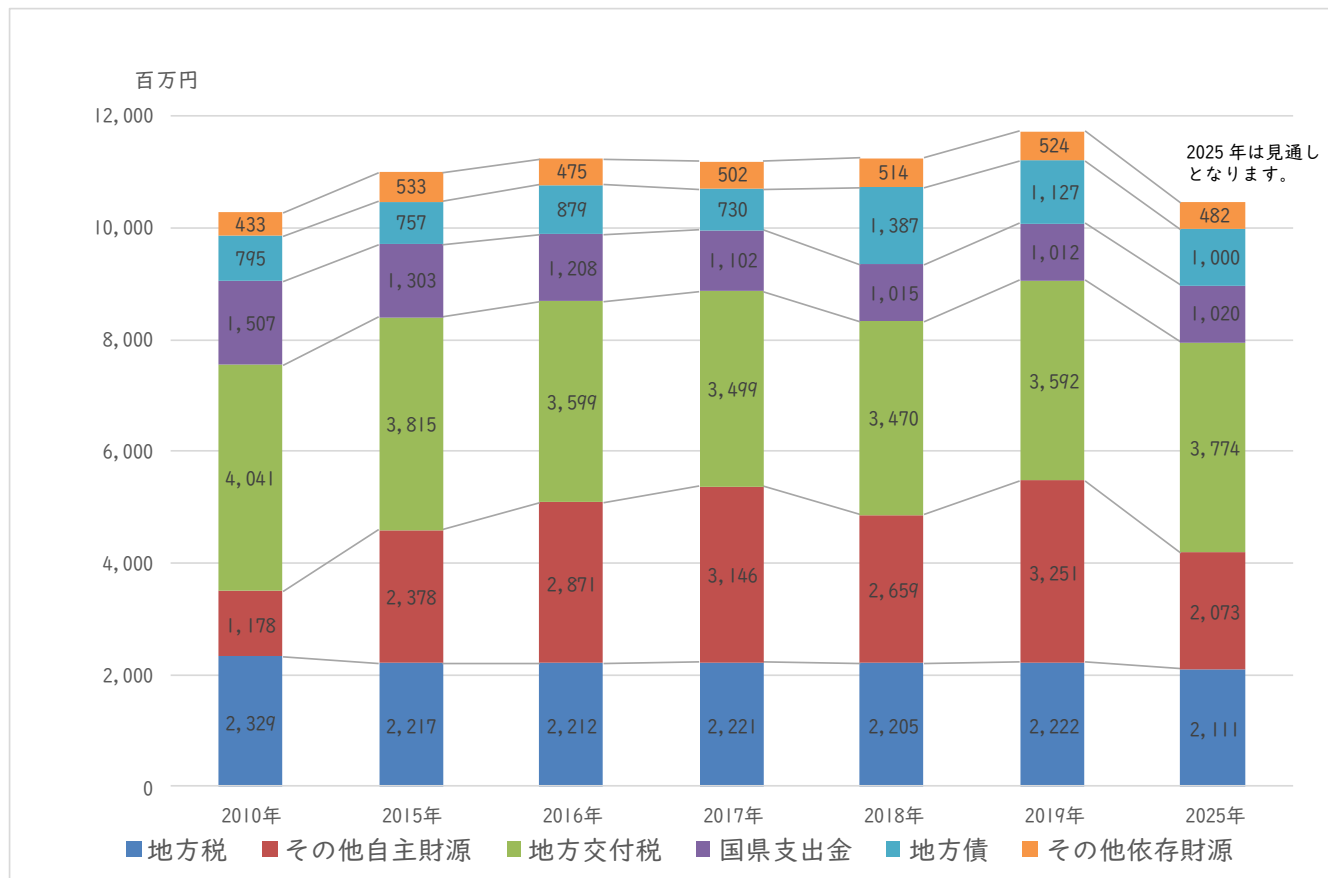
しかしながら、公共施設等の更新に必要な財源の見通しは厳しい状況にあります。公共施設等のマネジメントを徹底し、発生する費用を抑えながら、町民の未来に向けた公共施設への投資は、一定水準確保していかなければなりません。

(1) 歳入決算額の推移

本町の普通会計の歳入決算額は、近年、100～120億円程度で推移しており、増加傾向を示しておりますが、今後、減少に転じる見込みです。

令和元（2019）年度の歳入決算は、地方交付税が最も多く約36億円、自主財源の割合が46.7%、依存財源の割合が53.3%と、地方交付税などの国への依存度が高い状況となっています。

○歳入決算額の推移（普通会計）



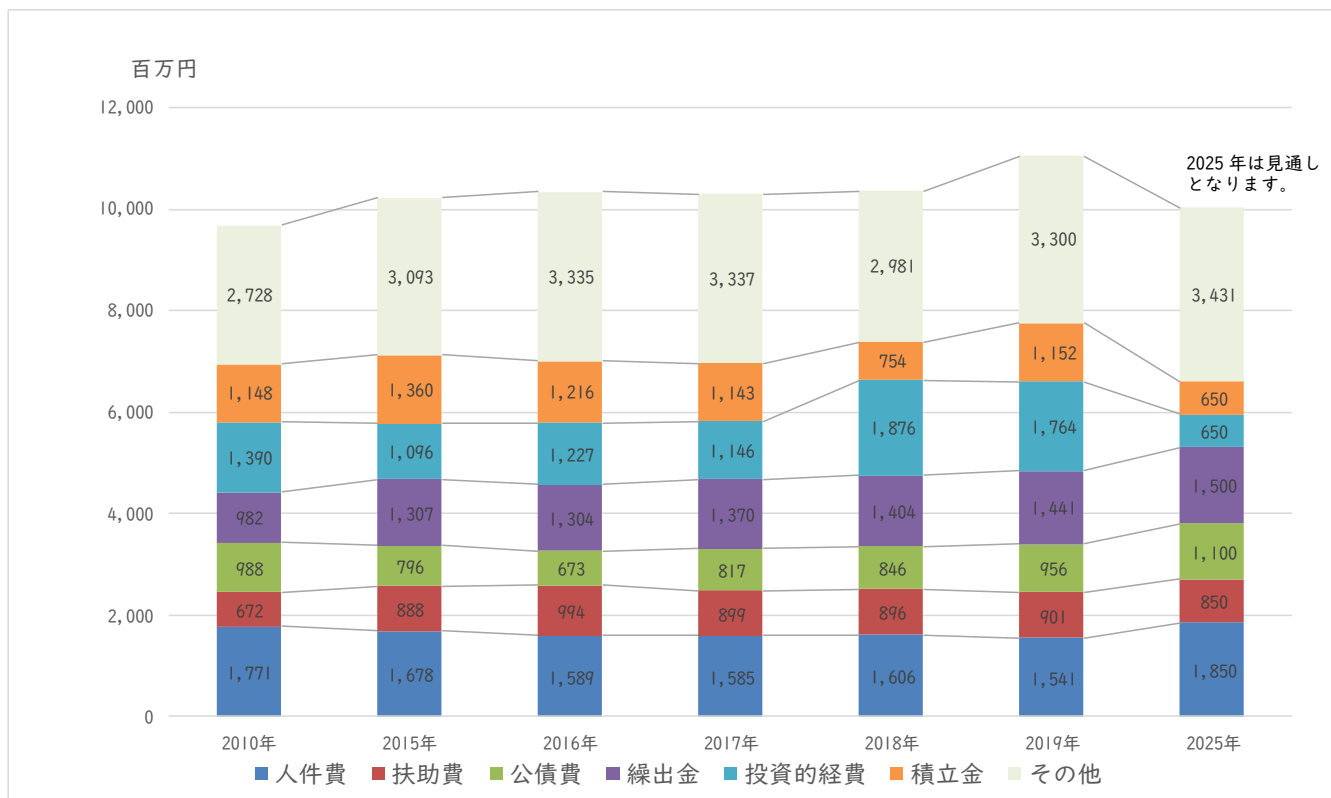
・普通会計地方財政状況調査より。

(2) 歳出決算額の推移

本町の普通会計の歳出決算額は、近年、90～110億円程度で推移しており、増加傾向を示しておりますが、今後、減少に転じる見込みです。

令和元（2019）年度の歳出決算は、義務的経費（※1）が30.7%を占めており、今後は、更なる割合は増加する見込みであり、このようなことから投資的経費（※2）に充てることができる財源が限られていくことが推測されます。

○歳出決算額の推移（普通会計）



・普通会計地方財政状況調査より。

※1 人件費、扶助費及び公債費の合計をいい、この経費は法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられています。
 ※2 支出の効果が資本形成に向けられて、施設等の資産として将来残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計となります。

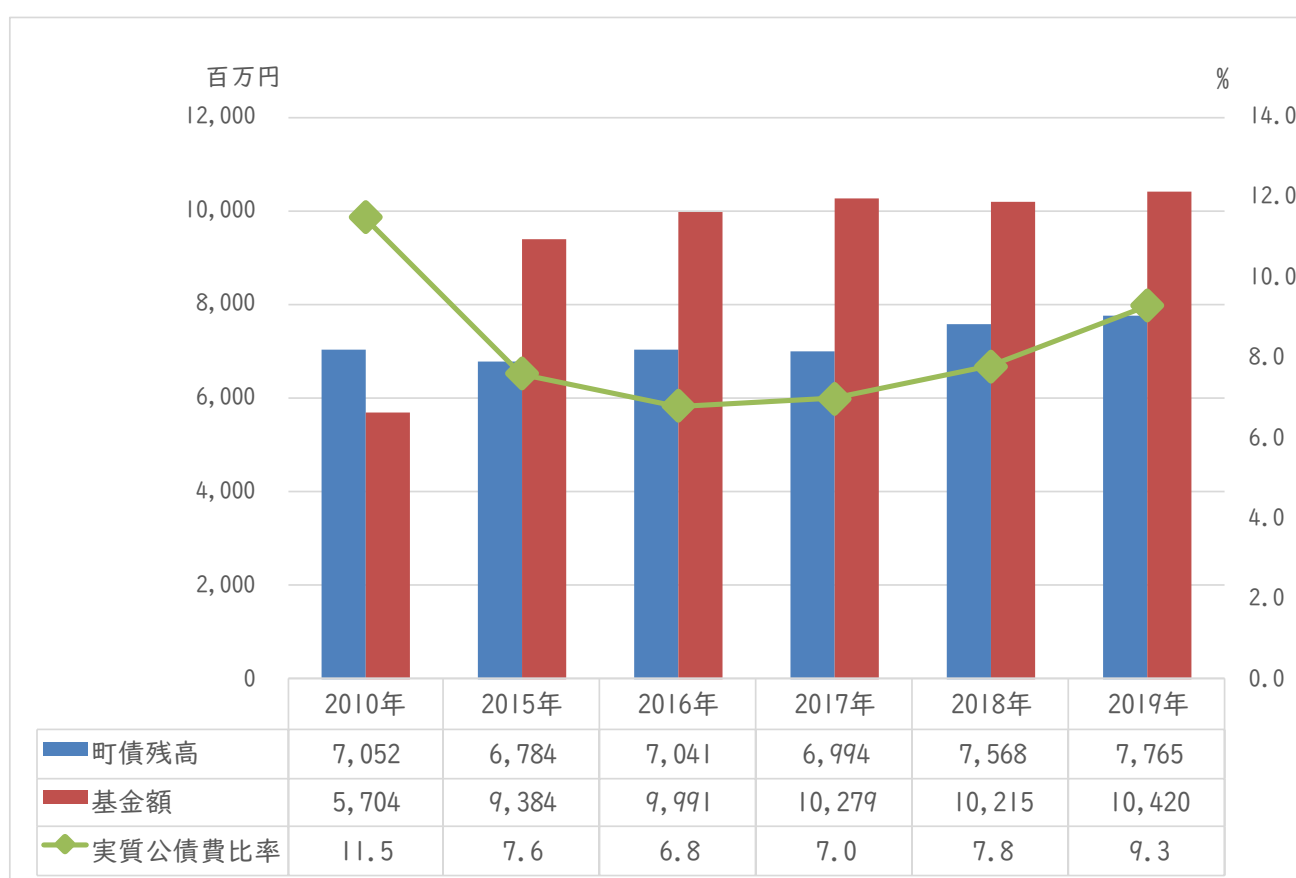
(3) 地方債及び基金の状況

公共施設等の更新に要する有力な財源の一つとして、地方債の活用が考えられます。本町の令和元（2019）年度末の地方債残高は、約78億円となっています。実質公債比率（※）は9.3%です。

一方、令和元（2019）年度末の基金残高は、約104億円となっております。

しかしながら、将来にわたって継続的かつ安定した行政サービスを提供していくため、地方債を財源とする資金調達や基金の取り崩しは、的確に対応していく必要があります。有利な地方債の活用や特定目的基金などを活用した計画的な財源の確保が必要とされます。

○地方債・基金の残高の推移



・普通会計 地方財政状況調査より。

※ 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標とし、資金繰りの程度を示すものです。この比率が高くなると財政の弾力性が低下していることを示します。

3 公共施設等の現状

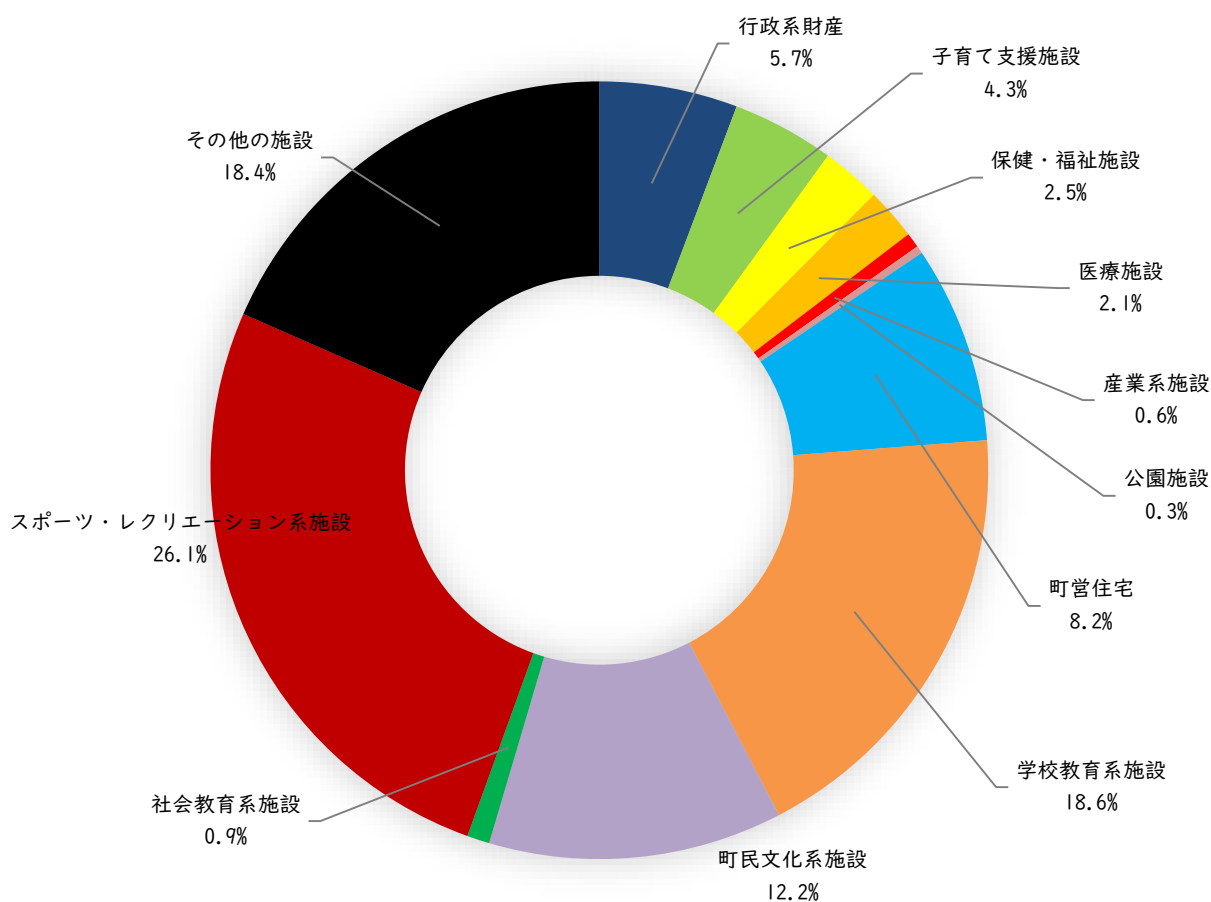
3.1 公共施設

(1) 公共施設の用途別内訳

普通会計の公共施設の延床面積の合計は、187施設、145,804㎡です。

用途別では、スポーツ・レクリエーション系施設（26.1%）が最も多く、次いで学校教育系施設（18.6%）の順となっており、この2分類で全体の約45%を占めています。

○用途別延床面積内訳（グラフ）



○用途別延床面積内訳（一覧表）

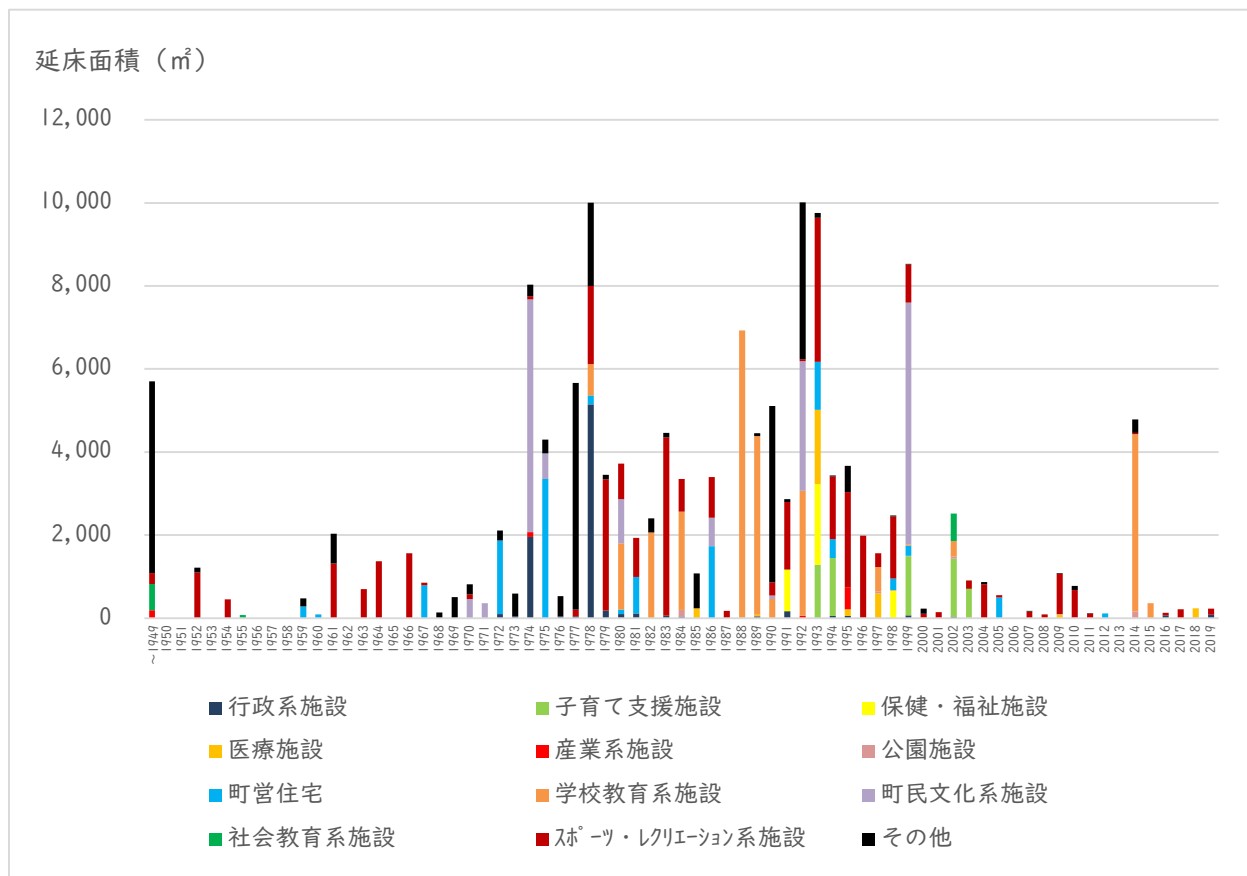
大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比	
行政系施設	庁舎等	2	7,232	5.0%	5.7%
	消防施設	23	1,142	0.8%	
子育て支援施設	幼稚園・保育所・こども園	5	5,728	3.9%	4.3%
	幼児・児童施設	1	484	0.3%	
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	1	1,523	1.0%	2.5%
	保健施設	3	2,080	1.4%	
医療施設	医療施設	7	3,132	2.1%	2.1%
産業系施設	産業系施設	4	899	0.6%	0.6%
公園施設	公園施設	12	468	0.3%	0.3%
町営住宅	町営住宅	17	11,964	8.2%	8.2%
学校教育系施設	学校	4	25,455	17.5%	18.6%
	その他教育施設	4	1,650	1.1%	
町民文化系施設	文化施設	4	15,857	10.9%	12.2%
	集会施設	5	1,963	1.3%	
社会教育系施設	図書館・博物館等	1	1,363	0.9%	0.9%
スポーツ・レクリ エーション系施設	スポーツ施設	23	17,179	11.8%	26.1%
	レクリエーション・観光施設	34	20,830	14.3%	
その他の施設	普通財産	22	23,193	15.9%	18.4%
	その他	10	562	0.4%	
	文化財施設	5	3,102	2.1%	
合計		187	145,804		

・端数処理の関係上、数値の合計が一致しない場合があります。

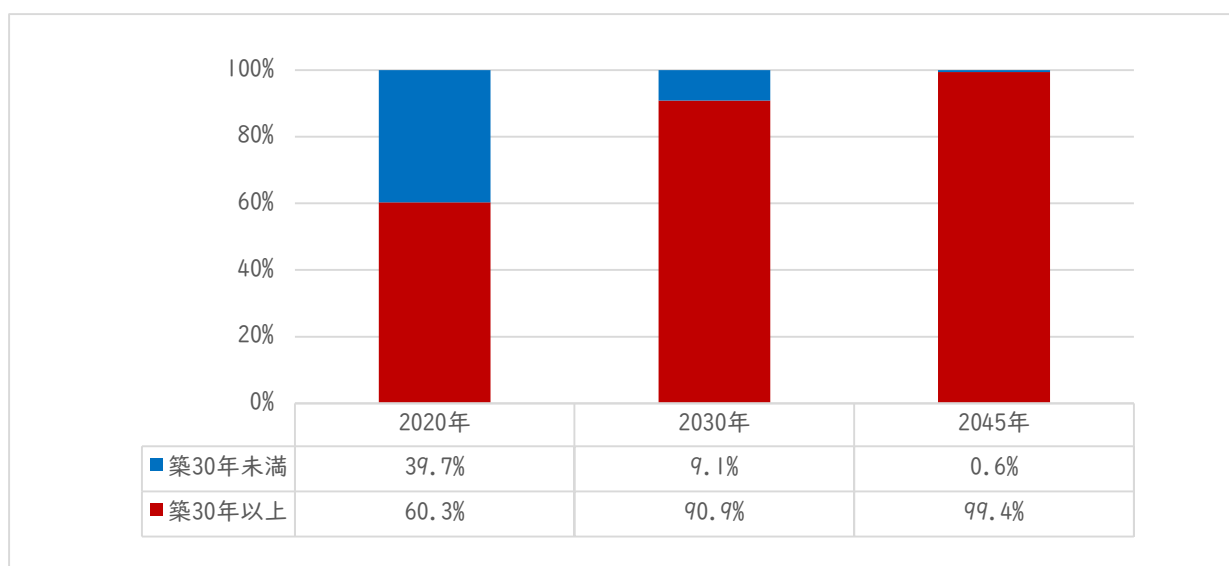
(2) 公共施設の築年度別延床面積と耐震化の状況

本町の公共施設の多くは、経済成長期から1990年代までに整備され、令和2（2020）年現在、大改修の目安となる30年以上を経過した公共施設は、延床面全体の60.3%であり、これが10年後の令和12（2030）年には、90.9%になると見込まれ、早急な老朽化対策が必要な状況です。今後、大規模改修等が集中する時期が到来することになります。

○築年度別延床面積



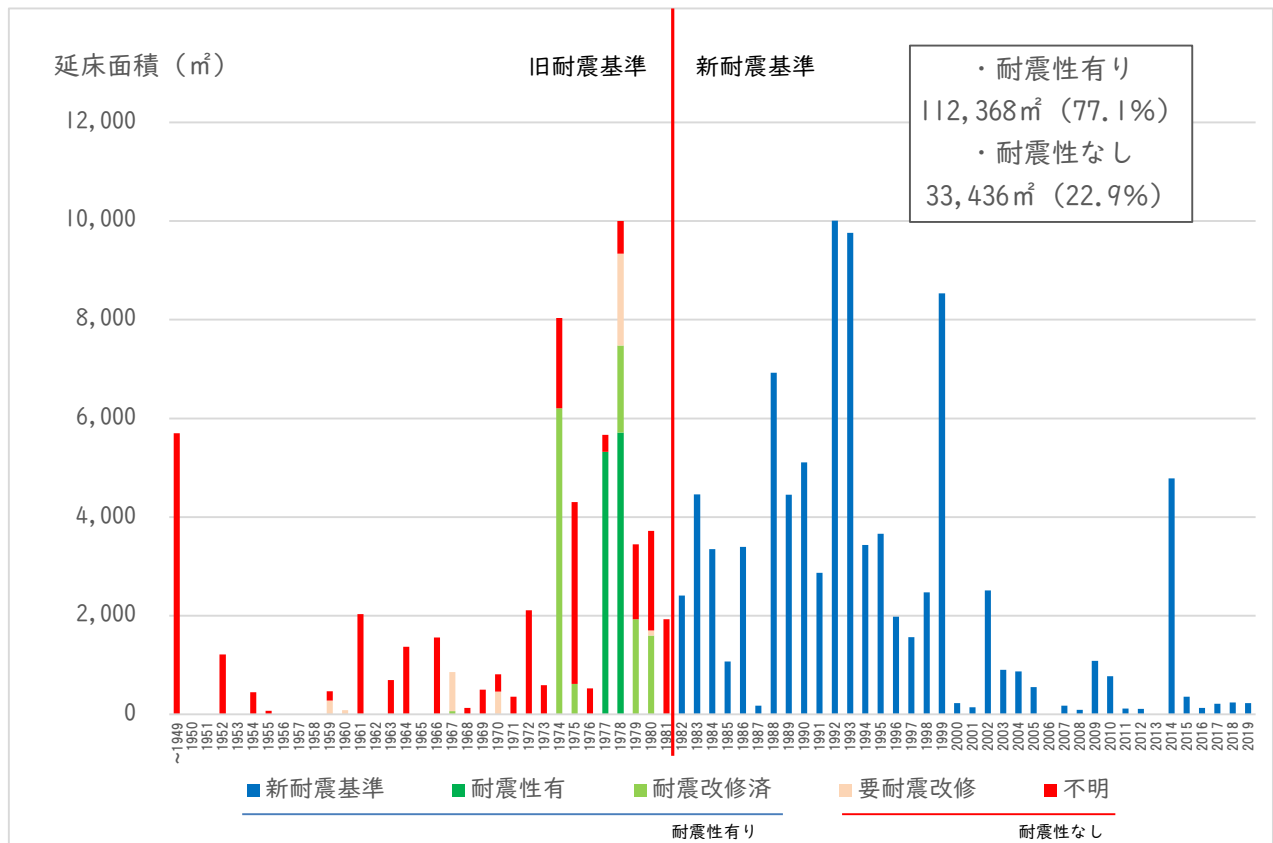
○築年度別延床面積の割合



公共施設の延床面積で耐震化の状況をみると、77.1%は新耐震基準（※）または耐震性が有る施設であり、22.9%は耐震性がないまたは不明な施設となります。

すでに改修等により長寿命化を図った施設もあります。

○耐震化の状況



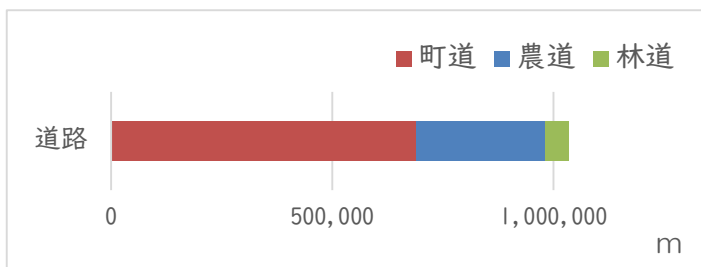
※ 建築基準法の改正によって昭和56（1981）年6月1日に施行された耐震基準であり、従来の耐震基準を旧耐震基準として区別しています。新耐震基準は、震度6強から7に達する地震を想定し、耐震性の向上を図った基準となっています。本町の公共施設の耐震状況は、すべての建物を診断することは困難のため、改正があった年を境に推計しています。

3. 2 インフラ

(1) 道路

本町の道路は町道、農道、林道があり、総延長は1,035,775mとなっています。

分類	保有量	
町道	実延長 (m)	690,742
農道		292,226
林道		52,807
合計		1,035,775



(2) 橋りょう

本町の道路の橋りょうは、町道に297箇所、林道に8箇所あります。

分類	保有量	
町道 (橋りょう)	数 (箇所)	297
	実延長 (m)	4,914
林道 (橋りょう)	数 (箇所)	8
	実延長 (m)	184

(3) トンネル

本町の道路のトンネルは、町道に5箇所あります。

分類	保有量	
町道 (トンネル)	数 (箇所)	5
	実延長 (m)	1,130

(4) 上水道施設 (水道管)

本町の管理する上水道の管路 (管渠) 延長は339,565mとなっています。

分類		保有量	
上水道	導水管・送水管・配水管	延長 (m)	133,537
簡易水道	導水管・送水管・配水管	延長 (m)	91,949
六合簡易水道	導水管・送水管・配水管	延長 (m)	114,079

(5) 下水道施設 (管渠)

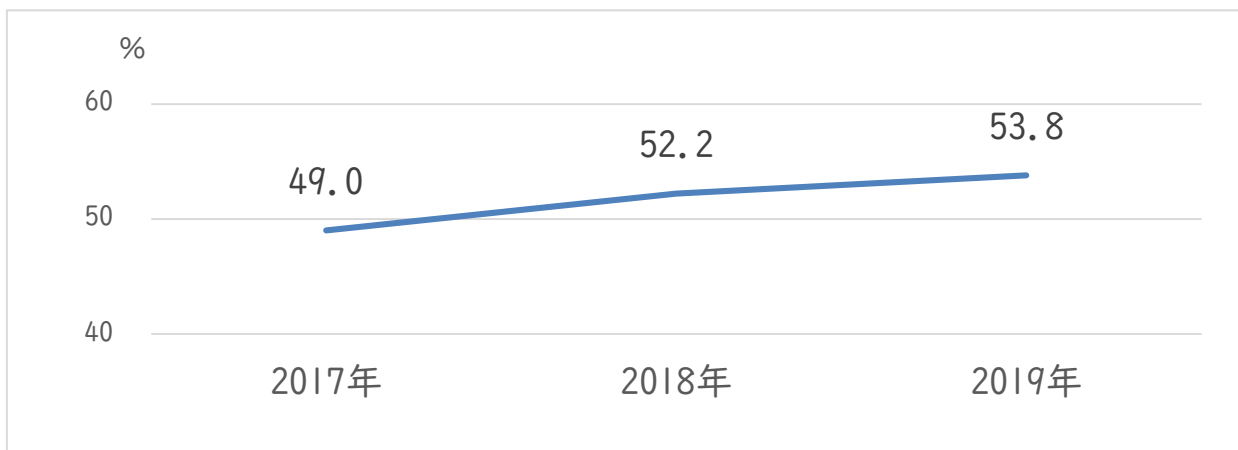
本町の管理する下水道の管路 (管渠) 延長は181,352mとなっています。

分類		保有量	
下水道	管渠	延長 (m)	181,352

3.3 有形固定資産減価償却率の推移

普通会計における有形固定資産減価償却率（※）は徐々に上昇しており、公共施設等の老朽化が進んでいることが分かります。

○有形固定資産減価償却率の推移



・中之条町固定資産台帳より。

※ 地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、この数値が高いほど老朽化が進んでいるといえます。

4 公共施設等の将来における更新費用の推計

公共施設等の更新（建替）及び改修等費用（以下「更新費用」という。）の推計値を、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新試算ソフト」にて、今ある公共施設等をすべて維持した場合の、今後40年間（令和2（2020）年～令和41（2059）年）の更新費用を推計しました。

【推計（更新費用）の設定条件】

公共施設

分類	更新単価	
	更新（建替） 更新年数60年	大規模改修 更新年数30年
行政系施設、医療施設、産業系施設、町民文化系施設、社会教育系施設	40万円／㎡	25万円／㎡
保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、その他の施設	36万円／㎡	20万円／㎡
子育て支援施設、学校教育系施設、公園施設	33万円／㎡	17万円／㎡
町営住宅	28万円／㎡	17万円／㎡

インフラ

分類		更新年数	更新単価
道路	道路面積 2,675,518㎡	15年	47千円／㎡
橋りょう	総面積 27,016㎡	60年	448千円／㎡
上水道	導水管・送水管（～300m m未満）	40年	100千円／m
	導水管・送水管（300～500m m未満）	40年	114千円／m
	導水管・送水管（500～1,000m m未満）	40年	161千円／m
	配水管（～150m m以下）	40年	97千円／m
	配水管（～200m m以下）	40年	100千円／m
	配水管（～250m m以下）	40年	103千円／m
	配水管（～300m m以下）	40年	106千円／m
下水道	管径（～250m m以下）	50年	61千円／m
	管径（251～500m m以下）	50年	116千円／m
	管径（501～1,000m m以下）	50年	295千円／m

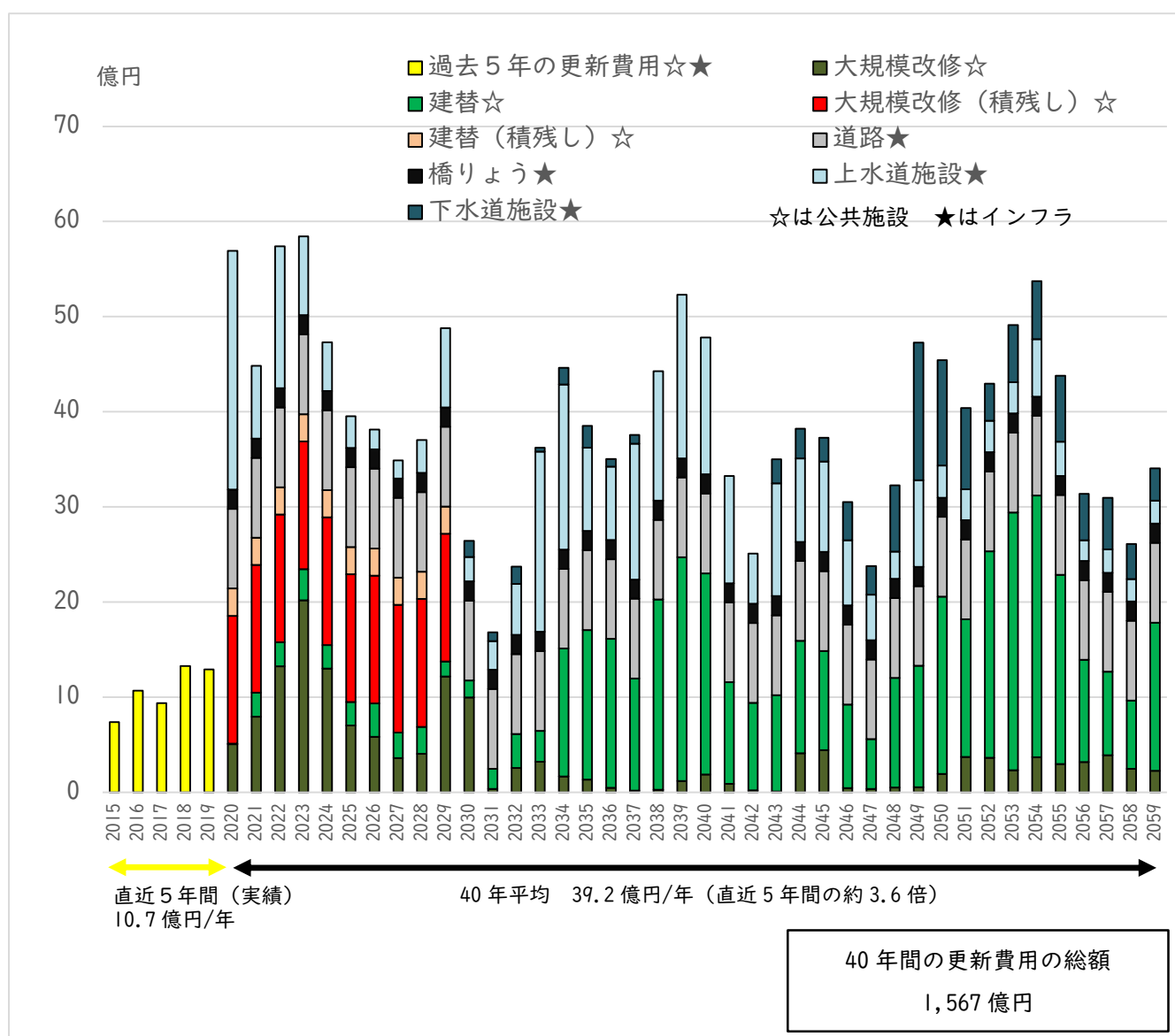
(1) 公共施設等の更新費用の推計

推計の結果、公共施設等の今後40年間の更新費用は1,567億円（1年当たり39.2億円）の費用が必要となります。これは、直近5年間に投資した工事費等の実績値（1年当たりの平均値10.7億円）の約3.6倍になると推計されます。

○公共施設等の将来の更新費用の推計

分類	直近5年間 更新費用実績	今後の推計 (更新費用)		比較 B/A
	単年平均 (A)	単年平均 (B)	40年合計	
公共施設 (普通会計)	6.3 億円	18.5 億円	738.2 億円	2.9 倍
インフラ	4.4 億円	20.7 億円	829.2 億円	4.7 倍
合計	10.7 億円	39.2 億円	1567.3 億円	3.6 倍

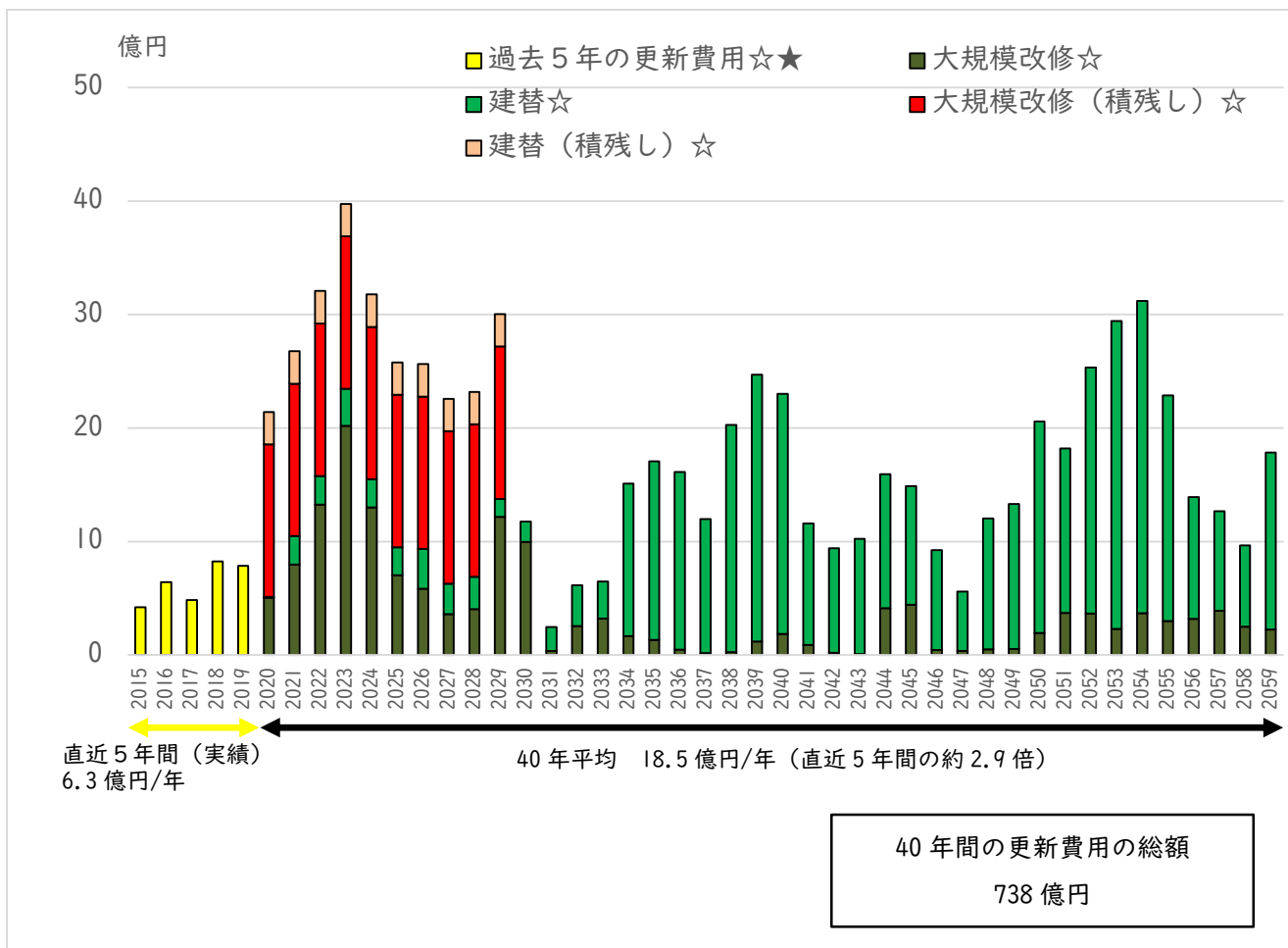
・端数処理の関係上、数値の合計が一致しない場合があります。



(2) 公共施設の更新費用の推計

普通会計の公共施設について、建築後30年が経過したら大規模改修を行い、建築後60年が経過したら、今ある施設をすべて更新（建替）すると仮定して推計したところ、40年間の更新費用は738億円（1年当たり18.5億円）の費用が必要となります。これは、直近5年間に投資した工事費等の実績値（1年当たりの平均値6.3億円）の約2.9倍になると推計されます。

○普通会計の公共施設の将来の更新費用の推計



特別会計（※）及び企業会計はその性質上、特定の歳入をもって特定の歳出を充てなければなりません。各会計で管理している建物が少ないことから、老朽化に伴う大規模改修や更新（建替）などの費用が一時的に集中しやすく平準化が困難なため、計画的な財源確保が必要となります。

※ 「四万へき地診療所事業特別会計」は、普通会計の対象となっています。

(3) インフラの更新費用の推計

インフラ（トンネル、農道及び林道を除く。）について、今後40年間このまま全て保有すると仮定して推計したところ、40年間の更新費用は829億円（1年当たり20.7億円）の費用が必要となります。これは、直近5年間に投資した工事費等の実績値（1年当たりの平均値4.4億円）の約4.7倍になると推計されます。

○インフラの将来の更新費用の推計

分類	直近5年間 更新費用実績	今後の推計 (更新費用)		比較 B/A	
	単年平均 (A)	単年平均 (B)	40年合計		
インフラ	4.4 億円	20.7 億円	829.2 億円	4.7 倍	
内訳	道路	2.4 億円	8.4 億円	335.3 億円	3.5 倍
	橋りょう	0.6 億円	2.0 億円	80.7 億円	3.4 倍
	上水道	1.2 億円	7.6 億円	305.8 億円	6.4 倍
	下水道	0.3 億円	2.7 億円	107.3 億円	10.4 倍

・端数処理の関係上、数値の合計が一致しない場合があります。

(4) 人口減少を考慮した将来負担の推計

人口減少及び少子高齢化が進んでいく一方、公共施設等にかかる更新費用は増加していきます。一人当たりの負担額を推計したところ、40年後には一人当たりの負担額は、大幅に増加することが推測されます。

○人口減少を考慮した将来負担の推計

	過去5年の実績		40年後の推計		比較 B/A	
	更新費用	一人当たり (A)	更新費用	一人当たり (B)		
人口	16,850 人 2015 年		9,122 人 ※2045年の人口で推計			
	単年平均		単年平均			
公共施設	6.3 億円	37,389 円	18.5 億円	202,806 円	5.4 倍	
インフラ	4.4 億円	26,113 円	20.7 億円	226,924 円	8.7 倍	
内訳	道路	2.4 億円	14,243 円	8.4 億円	92,085 円	6.5 倍
	橋りょう	0.6 億円	3,561 円	2.0 億円	21,925 円	6.2 倍
	上水道	1.2 億円	7,122 円	7.6 億円	83,315 円	11.7 倍
	下水道	0.3 億円	1,780 円	2.7 億円	29,599 円	16.6 倍
合計	10.7 億円	63,501 円	39.2 億円	429,730 円	6.8 倍	

・端数処理の関係上、数値の合計が一致しない場合があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の整備、改修、管理運営において既存建物の耐用年数等も考慮して、中長期的な視点が必要であることから、令和27（2045）年度までの25年間とします。なお、中之条町人口ビジョンの対象期間と同期間としておりますが、人口や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとしします。

計画期間：25年間【令和3（2021）年度～令和27（2045）年度】

2 公共施設等を取り巻く問題点（現状や基本認識）

本町で保有している公共施設等は、老朽化が進行し更新には多くの費用が必要となります。今あるすべての公共施設等を維持すると仮定した場合、今後40年間に更新に要する費用総額は1,567億円、このうち公共施設だけで738億円が必要との推計結果になりました。

また、老朽化の状況は、10年後には建築後30年以上経過する施設が全体の約9割にも上ります。

一方、人口や財政の見通しからも、公共施設等の更新に必要な費用を大幅に増加することは難しい状況にあります。人口減少、少子高齢化が見込まれる中、財政規模も当然縮小されます。地方債や基金の活用も考えられますが、持続的な財政運営を実現する観点からも、更新に要すると見込まれる費用のすべて、または多くを頼ることは好ましくありません。さらに、人口減少や年代構成の変化により、利用者の減少や施設に求める機能や規模など施設へのニーズも変わってくるのが推測されます。

こうした状況を考慮すると、今あるすべての公共施設等を将来にわたり、すべて維持することは、町民に対する負担を大きくしてしまうことになり、現実的ではないと考えられます。

3 基本的な方針・考え方

「あったら便利」「ここにも欲しい」ではなく、「ないと困る」「なくてはならない」これからの公共施設等の在り方を考え、未来へと繋いでいきます。

基本的な方針として次の3つを設定し、さらにより具体的な実施方針を設定し、本計画を推進します。

【基本方針】

- (1) 長寿命化の推進
- (2) 資産総量の適正化
- (3) 資産の有効活用

今後は、公共施設等の計画的な予防保全による長寿命化や、資産総量の適正化による維持管理コスト等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持向上を図ります。

なお、平成25年3月に中之条町施設評価検討委員会から、町有施設について、その必要性、公共性、有効性及び効率性などの観点から施設を評価していただき、有効活用を図るべく、今後の各施設の運営方法や事業展開の方向性について検討され、報告されていますので、対象施設については、委員会報告を十分に尊重し取り組むものとしします。

(1) 長寿命化の推進

公共施設等の修繕は、これまでは壊れてから直す「事後保全」を中心に対応してきました。しかしながら、劣化が顕在化するまで直さず放置していると、損壊等による事故の発生や、緊急に大規模補修が必要になるなど、多額の損害や財政負担のほか、耐用年数を経過しないうちに使用できなくなる恐れがあります。そのため、将来にわたって利用する公共施設等については、壊れる前に計画的に修繕、改修を行う「予防保全」により、長寿命化を推進し安全性、快適性及び機能性を確保するとともに、ライフサイクルコスト(※)の縮減に取り組みます。

※ 公共施設等の【建設、購入】から【維持管理】、【解体撤去、処分】に至るまでの過程で必要な経費の合計額。

(2) 資産総量の適正化

人口減少、財政状況等を踏まえると、すべての公共施設等をこれまでどおりに維持できないことは明らかです。適正な資産総量とするため、今後も維持していく公共施設等の保有量について目標を定め、資産総量の最適化に取り組みます。（「量の改革」）

「量の改革」では、ハードとしての施設だけを対象とするのではなく、既存サービスの他施設への集約化など、代替性確保についても検討を行います。

いずれにしても、ただ削減するのではなく、これからの公共施設等の在り方を考え、根拠に基づく判断を下し、「量の改革」に取り組みます。施設ごとに利用度、維持管理コスト及び老朽化度などの施設情報を整理し、定量的な視点で評価するとともに、町内の配置状況、設置の経過及び類似施設の状況等の要素を加えた「施設評価」を行い、集約化や廃止等を検討します。

「量の改革」により、資産総量の削減を進めますが、今後も維持していく公共施設等については、変化するニーズに適切に対応するため、総合的かつ計画的な整備を推進します。耐震化、ユニバーサルデザイン（※1）化、環境対策・省エネルギー対策及び多機能性を備えるなどの必要な投資も適時実施し、公共施設等の安全性、快適性及び機能性などの向上を図ります。（「質の改革」）

「質の改革」により、長寿命化やニーズに沿った施設機能追加を図り、必要な行政サービス水準を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化に取り組みます。

「量の改革」と「質の改革」を推進し、資産総量の適正化を図りつつ、利用者の安全性や快適性等のサービスを向上させることを目指します。

公共施設については、不採算、非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割など、維持していかなければならない公的な性質を持っています。こうした機能を見極めながら、利用率の低い施設などは複合化、転用（用途変更）を図るなど、より有効活用が可能な形を検討します。

インフラについては、町民の暮らしや産業、経済活動及び地域社会を支える基盤として、種別ごとの特性や中長期的な需要見込みを踏まえ、総量の適正化を図ります。

このような状況の中、コンパクトシティ（※2）の構築も検討していきます。コンパクトシティは、行政機能等の集約により町民生活の質を高める効果が期待でき、同時に公共施設等を削減できるコスト面の効果も考えられます。

※1 文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などに関わらず、あらゆる人が利用できる「みんなにやさしいデザイン」。

※2 町の中心となる地域にさまざまな機能を集中させた形態。

(3) 資産の有効活用

民間活力の活用による維持管理コストの削減に取り組むとともに、公共施設等を経営資源として捉え、資産活用による収入の増加を図ります。

公共施設等の整備、更新、維持管理、運営において、民間委託、指定管理者制度やPFI（※1）などのPPP（※2）手法を含め、民間事業者の技術・ノウハウ、資金、施設等を活用した、最も効果的・効率的な手法を検討します。また、余剰面積の一部貸付、未利用財産（廃止済施設等）の全部貸付又は売却、公共施設への企業広告、自動販売機設置、ネーミングライツ（※3）など、保有財産の活用による財源の確保を図ります。

未利用財産の積極的な売却を進めるとともに、転用や利活用が見込めない施設は取り壊し、維持管理コストの縮減を図ります。売却、取り壊し等については、今後の更新費用や維持管理コストの縮減に繋がり、財源の確保に寄与するため、資産の有効活用に位置づけます。

4 目標の設定

(1) 公共施設

普通会計の公共施設については、今ある施設をすべて維持した場合の40年間の更新費用は738億円の費用が必要となり、直近5年間に投資した工事費等の実績値の約2.9倍になると推計されます。

この推計のみで判断し、現状の更新費用と同水準を維持しようとする、40年間で約65%の延床面積の削減が必要となります。

本計画の計画期間は25年間ですので、約40%が削減目標となりますが、25年間で40%の縮減することは大変困難であり、町民生活に及ぼす影響は非常に大きいと考えます。そこで、施設の廃止等に伴う直接的な更新以外の費用にも考慮する必要があります。施設の廃止等に伴い、光熱水費等の管理運営にかかる関係経費も縮減され、新たな財源が生まれることに繋がります。

そこで、計画期間内における目標値は30%削減を数値目標とします。しかしながら、人口減少、少子高齢化が進んでいくため、進捗状況、社会情勢及び財政状況等の変化により、必要による見直しをしていきます。

保有量（延床面積）を今後25年間で**30%削減**

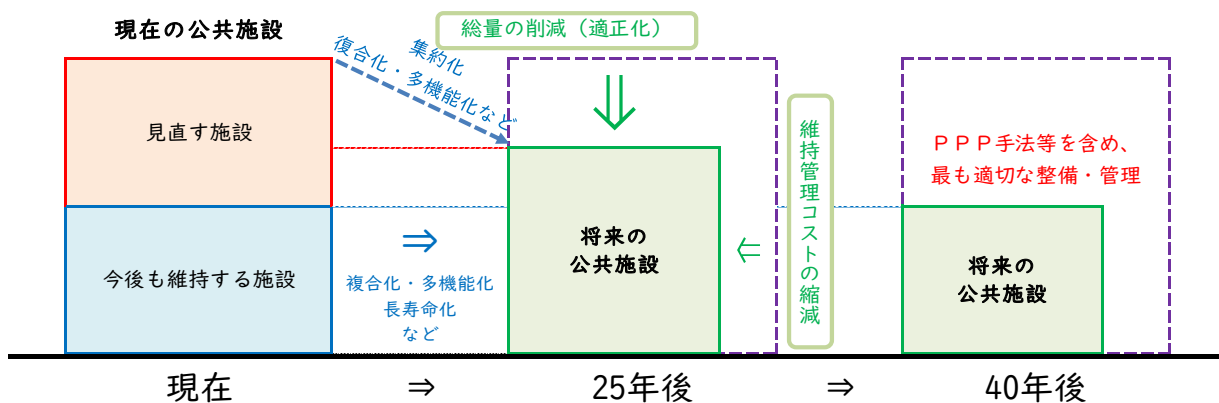
※1 Private Finance Initiative。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

※2 Public-Private Partnership。公民連携と呼び、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※3 公共施設等の運用資金等を調達するため、公共施設等にスポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。

また、特別会計及び企業会計で管理している公共施設については、具体的な削減目標が設定しませんが、設置した目的、必要性及び将来需要などを検討し、延床面積の削減に取り組むこととします。

○将来の公共施設のイメージ



(2) インフラ

インフラは公共施設と比べ、削減や廃止を検討する期間はより長くなること、複合化、集約化及び用途変更等が馴染まないことから、具体的な数値目標を設定することは現実的でないと考えます。

ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、長期的な視点から社会構造の変化等に不要となるインフラ資産がないかなど、利用需要の変化に応じて総量を最適化し、その機能を低下させずに事業が進められるよう取り組みます。

5 基本方針を推進するための実施方針（具体的な取組方針）

（1）点検、診断等の実施方針

法定点検と自主点検を組み合わせることで実施することにより、公共施設等の状況を把握し結果を記録します。その結果を基に、安全性、不具合性及び環境負荷性等を診断し計画的な保全に取り組みます。不具合箇所等の早期発見による機能の維持に努めます。

インフラは、インフラ長寿命化計画など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

（2）維持管理、修繕、更新等の実施方針

「事後保全」から「予防保全」への転換を図るため、点検・診断の結果により、必要な対策を適切な時期に効果的、効率的に実施します。早期に予防的に修繕や改修等を実施することで、長寿命化を図るだけでなく、結果としてライフサイクルコストの縮減や更新費用の平準化を図ることができます。

予防保全型の維持管理を積極的に取り入れますが、建設時から対策をせずに長時間過ぎてしまった施設や構造等によりなじまない公共施設もあります。このような施設は点検・診断の結果を踏まえ、事後的管理を行っていきます。耐用年数や老朽化の状況等を考慮し、更新したほうが有利な場合は更新を検討しますが、この場合、更新までの期間の対応を判断し、維持管理コストの縮減を図ります。

更新については、人口の動向、町民ニーズ、立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ、適切な規模を検討するとともに、他施設の活用や機能の複合化等を検討し、本当に必要な公共施設に限り行うこととし、PPP手法を含め、最も効果的・効率的な手法を検討します。

インフラは、点検、診断結果に基づき、劣化の度合いや優先度に応じた対策を実施するとともに、状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断に活用します。

（3）安全確保の実施方針

点検、診断の結果により、公共施設等の劣化等による事故の危険性が高い箇所については、応急措置を実施するとともに、早期に修繕を実施します。また、倒壊の恐れのある建物や、用途が廃止され今後も利用される見込みのない施設については、原則として解体、除去します。

(4) 耐震化の実施方針

耐震性がない建物のうち、耐震化が必要で今後も継続して保有する施設については、老朽度、需要を考慮し段階的に耐震化（更新も含む）を実施します。災害時に町民が利用する施設や災害対策活動の拠点・避難所となる施設は優先的に耐震対策を行います。平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保を図ります。

災害時の救援、支援活動や物資輸送活動を支える道路機能の強化を図るため、定期点検等に基づき、橋りょう、道路付属施設等の補修・補強を進めます。また、上下水道施設等についても、必要な耐震対策を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化とは、老朽化した建物の構造、設備及び機能の耐久性を高め、建物自体をできるだけ長く利用することです。原則、ライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします。該当する施設は、改修を計画的に実施することにより、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、ライフサイクルコストの抑制と平準化を目指します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが利用しやすいという視点から、国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）を踏まえ、施設更新の際はユニバーサルデザインに対応した施設整備を行います。また、今後も維持していく施設においては、バリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインに近づけていくための整備を行います。

6 過去に行った対策と今後の見込み

中之条町施設評価検討委員会から示された方向性や本計画に基づき、町内の配置状況、設置の経過及び類似施設の状況等の要素を加えた「施設評価」を行い、施設の長寿命化、集約化・複合化及び廃止等の対策を実施しました。

廃止と決定した「旧有笠山荘」や「旧通運ビル」などの施設の除去事業の実施や「中之条町役場」においては、長寿命化方針による、耐震化やエレベーター設置などのユニバーサルデザイン化を実施しています。

今後も個別計画で定める各施設の具体的な取り組みを計画的に実施し、対策を加速していきます。

○普通会計における公共施設の資産保有量等の推移

	2017	2018	2019	2020	削減量
延床面積	148,012.20㎡	146,755.12㎡	145,990.24㎡	145,804.00㎡	▲2,208.2㎡ (約1.5%)
年間維持管理コスト	2.95億円	2.92億円	3.60億円	-	維持管理、修繕費用の合計
	2.98億円 (2015～2019年度の平均金額)				

○今後の対策等の効果を反映した公共施設の更新費用の見込み

期間	長寿命対策等の効果を反映した費用額 (個別施設計画の内容を反映)					単純更新した場合 (F)	長寿命対策等の効果見込額 (G)
	改修 (A)	更新等 (B)	除去 (C)	修繕 その他 (D)	合計 (E)		
2021～2045 (25年間)	67.1億円	4.1億円	6.9億円	25.6億円	103.7億円	496.2億円	392.5億円

(F)は、第2章で推計した公共施設の更新費用の738億円の内、2045年までの更新費用の総額496.2億円。

(E)は、(A) + (B) + (C) + (D)

(G)は、(F) - (E)

※(A)～(C)には、「在り方検討」施設は含まれない。

第4章 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1 公共施設等マネジメント推進体制の構築方針

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等におけるファシリティマネジメントの推進や計画の進捗管理にあっては、総務課が中心となり、庁内への連携、協力を働きかけ、組織の横断的な検討や対応が必要なものについては、総務課がその調整役を担っていきます。

町長を会長とする「公共施設等マネジメント推進会議」を設置し、全庁的な合意形成を図り、取り組みを推進します。必要により、説明会や研修を実施し、庁内でのファシリティマネジメントの意識を醸成させ、施設の所管課はもとより、職員一人ひとりが町の財政状況、公共施設等の現状を認識し、効率的、効果的に公共施設等のマネジメントを推進します。

(2) 情報管理

地方公会計における補助簿として整備した固定資産台帳を活用して、一元的かつ効率的に管理を行います。

(3) 情報共有

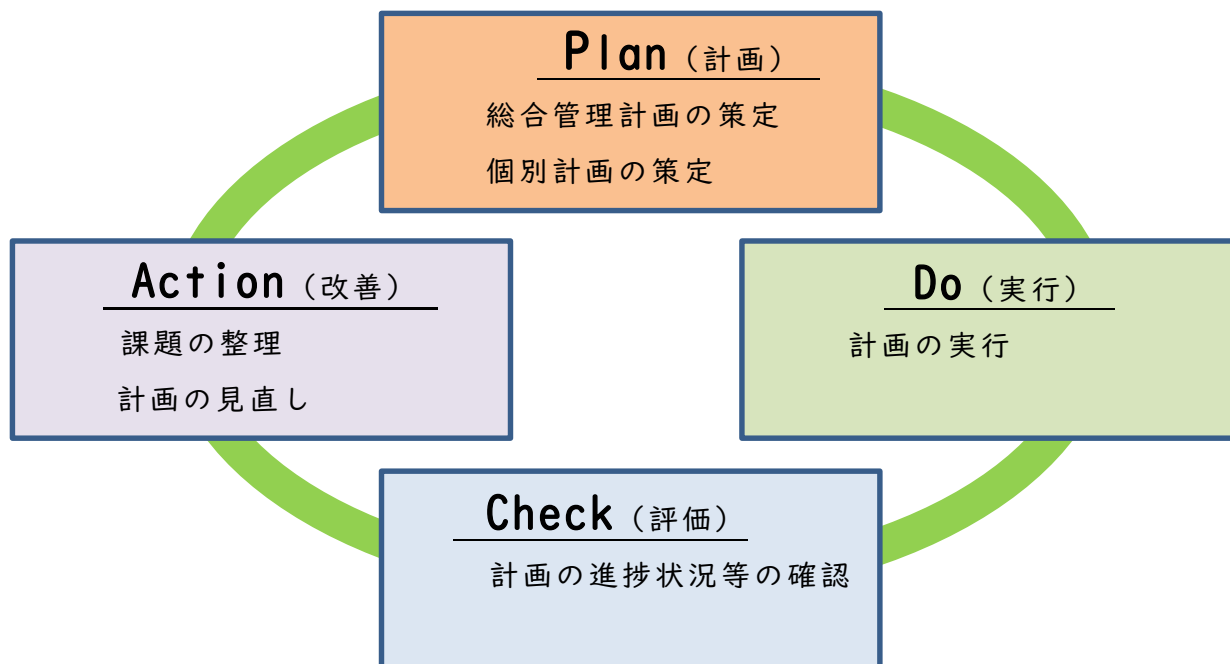
本計画や個別計画については、町民サービスに影響を与えることが推測されることから、町議会への報告やホームページなどに情報を公開し、公共施設等に関する情報と問題意識を共有しながら計画が推進できるように取り組みます。意見の収集や整理は総務課が担当し、公共施設等のマネジメントに活かしていきます。

(4) 他団体との連携

公共施設等の利用状況を勘案し、近隣自治体等との相互利用についても検討していきます。そのため、必要により他団体とも協議や連携を行っていきます。

5 フォローアップの実施方針

本計画及び個別計画については、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行い、持続可能な体制を確立します。目標の達成状況など検証、評価しながら、その結果を個別計画に随時反映させ、施設更新等の管理を行っていきます。本計画の計画期間は25年となりますが、進捗、社会情勢及び財政状況等の変化に応じて、目標や方針の見直し等を適時行っていきます。



第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

I 公共施設

本計画に基づき、個別計画を策定し、総合的かつ計画的な管理に取り組んでいきます。下記1～7の分類の施設は、町が保有する施設のうち面積割合が大きく、人口や社会情勢の変化により、今後の施設の在り方を変えていく必要が高いと想定される施設です。そこで、これらの施設に対する基本的な取組方針を示します。

(1) 庁舎等

最適な配置及び適正管理による維持管理コストの縮減のほか、窓口や事務スペースの改善による町民サービスの向上、施設の有効活用による収入確保を図ります。

支所は複合施設とし、地域活性化プラットフォーム事業（※2）の拠点として機能充実を図ります。

(2) 幼稚園・保育所・こども園

幼児の安全で快適な環境確保を最優先に計画的な修繕を実施します。今後は、人口減少、少子高齢化により入所者数は大幅に減少する見込みです。集約化、複合化を検討し、適切な施設数について考えていきます。老朽化した施設の更新（建替）時は、子育て支援の地域拠点施設としての機能を持たせるなど多機能化も検討します。

(3) 町営住宅

「中之条町町営住宅長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理により町営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図るとともに、老朽化の著しい住宅の廃止を進めます。

(4) 学校

児童、生徒の安全で快適な学習環境の確保を最優先に、教育方法や内容等の変化に適切できるように、計画的な修繕や情報通信ネットワーク環境の整備などの機能向上を進めるとともに、地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、余裕教室等を活用した複合化、多機能化を検討します。

当町では、旧中之条町の学区においては学校統廃合を実施し、六合地区においても、今後の在り方を検討しています。施設数の大幅な削減は現実的ではありませんが、児童、生徒数等を考慮して、更新時は学校規模の適正化を進めます。

※ 地域活性化のため、住民、行政、学校、企業及び各種団体等が連携を構築し、地域の課題の把握、解決に取り組むもの。

(5) 文化施設

地域の芸術文化の拠点として、ホール機能等の特殊設備を備えた文化施設は、多額の維持管理コストを要するため、収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

行政系施設機能や社会教育系施設機能などの機能を有する複合施設となっている施設もあり、今後も地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、余裕区画等を活用した複合化、多機能化を検討します。

人口減少、少子高齢化などによりニーズが変化する中で、現状に適した施設の在り方や位置づけを検討しながら、当初の設置目的が薄れ利用率が低い施設については、施設規模の適正化、集約化及び廃止を検討します。

(6) スポーツ施設

当町のスポーツ施設は、廃校となった学校の校庭や体育館をスポーツ施設として維持しており、類似施設が多い状況となっています。人口減少、少子高齢化により利用者数は大幅に減少する見込みとなりますので、老朽化や利用状況を考慮し、転用（用途変更）、集約化及び廃止をすることで、施設数の適正化を図ります。残していくスポーツ施設については、長寿命化を図るとともに、設備のグレードアップなど機能の充実を図ります。

(7) レクリエーション・観光施設

四万温泉などの温泉地や野反湖などの観光スポットを多く有する当町には、その魅力を高めるための施設が多くあります。収入の確保とともに、民間活力の活用、予防保全によるライフサイクルコストの縮減を図ります。適切な施設数を維持していく必要がありますが、老朽化や利用状況を考慮し、施設数の適正化を図りつつ、残していく施設には必要な機能を充実させ、経済活性化に繋げていきます。

(8) その他の公共施設

第3章に掲げる3つの基本方針に基づき、具体的な取組みを進め、施設数の適正化を進めます。

2 インフラ

インフラについては、施設分類ごとに個別計画を定め、整備を推進しています。

インフラは、町民の暮らしや産業、経済活動及び地域社会を支える基盤として重要な施設であり、必要な機能を安全かつ持続的に維持していくことが求められます。財政的制約が強まりますが、維持管理作業や調査、点検などの合理化を進め、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

(1) 道路

「中之条町林道施設長寿命化計画」等の各計画に基づき整備を進めます。

道路維持管理作業や調査・点検作業の合理化を進めます。各計画の策定、見直し時期においては、利用需要の変化を考慮し、廃止を含む道路網の再構築を検討します。

オーバー・レイについては、経年管理から状態管理の考え方へとシフトし、計画的に更新を行い、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

(2) 橋りょう

「中之条町橋梁長寿命化修繕計画」等の各計画に基づき整備を進めます。

各計画の策定、見直し時期においては、利用頻度が極端に低い橋りょうや維持管理が極めて困難な橋りょう、更新費用に見合う便益が見込めない橋りょうなどについては、廃止、除去も検討します。

(3) トンネル

「中之条町トンネル長寿命化修繕計画」等の各計画を策定し整備を進めます。

計画的な維持管理を実施することで維持管理コストの縮減に努めます。

(4) 上水道施設

「中之条町水道事業基本計画（新水道ビジョン・経営戦略）」等の各計画に基づき、効率的な運営を目指すとともに、減災等への対応にも努めます。

(5) 下水道施設

「中之条町下水道事業経営戦略」等の各計画に基づき、効率的な運営を目指すとともに、上水道事業との統合など経営の合理化を検討するなど、継続的な管理向上に努めます。

中之条町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 10 月 初版
令和 3 年 3 月 二訂版

中之条町総務課
〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 1091

TEL 0279-75-2111

FAX 0279-75-6562